

第六次北谷町総合計画「将来像（キャッチフレーズ）」募集要項

1 主催者

北谷町

2 趣旨

現在、本町では、令和4年度から令和13年度の10年間の計画である「第六次北谷町総合計画」の策定を進めています。

総合計画は、将来、北谷町をどのような「まち」にしていくのか、そのために誰が、どんなことをしていくのか。まちづくりの方向性を示す「道しるべ」となるものです

また、北谷町のまちづくりにおいて全ての基本となる計画であり、町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

新しい総合計画の策定にあたり、10年後に社会人となり、次代の北谷町を担う中学生世代の皆さまに親しみと愛着を持ってもらえるような計画とするため、第六次北谷町総合計画において位置付ける将来像（キャッチフレーズ）の公募を行います。

3 募集内容

第六次北谷町総合計画の将来像（キャッチフレーズ）

町民みんなに親しまれ、愛着を持ってもらえるようなキャッチフレーズ

例) 第五次北谷町総合計画の将来像

夢ひろがる 人つながる とともに生きる ニライの都市（まち） 北谷

4 応募資格

北谷町内の中学校に通学している方を対象とします。

5 応募方法

応募用紙に記入の上、各学校に配置する回収箱へ投函して下さい。

(1) 応募用紙

各中学校の事務室、北谷町役場 企画財政課 窓口（役場庁舎3階）に設置するほか、町ホームページからもダウンロードいただけます。

(2) 応募締め切り

令和2年9月30日（水）

6 選考基準

応募いただきました将来像（キャッチフレーズ）を以下の視点で審査いたします。

(1) 10年後にこういう北谷町になって欲しいという町の姿を簡潔に表したもの

(2) 町民の皆さまが親しみやすく、イメージがしやすいもの

(3) 独創性のあるもの

7 審査方法

総合計画策定委員会において、審査方法を決定するものとします。

8 結果発表

選考された作品は公表するとともに、各学校を通じて、応募者にお知らせいたします。
また、副賞につきましても各学校を通じて応募者にお渡しいたします。

9 副賞

(1) 町長賞 (1名)

町制施行40周年記念×第六次北谷町総合計画 オリジナル図書カード 6,000円

(2) 審査員特別賞 (1名)

町制施行40周年記念×第六次北谷町総合計画 オリジナル図書カード 4,000円

(3) 入賞 (6名)

町制施行40周年記念×第六次北谷町総合計画 オリジナル図書カード 1,000円

(4) 参加賞 (全員 ※町長賞、審査員特別賞、入賞を除く)

町制施行40周年記念×第六次北谷町総合計画 オリジナル図書カード 500円

10 採用作品の活用

採用作品は、第六次北谷町総合計画において位置付ける将来像の素案として位置づけます。
なお、採用作品の原案を尊重しながら捕作・修正及び文字の付加、あるいは他のロゴマークや書体等との組み合わせにより使用させていただく場合があります。

11 個人情報の利用目的・範囲

応募用紙に記載された個人情報につきましては、第六次北谷町総合計画を策定する目的のみ使用するもので、その取扱いには十分留意し、他の目的には使用いたしません。ただし、提案いただきましたアイデアが採用された場合には、お名前等を公表させていただきます。

12 注意事項

(1) お一人様あたり何点でも応募は可能ですが、副賞は1点限りとします。

(2) グループで応募される場合、町長賞、審査員特別賞、入賞の副賞はグループで1点とし、参加賞を人数分差し上げます。

(3) 応募作品が複製(酷似するものを含む)され提出されたと判断した場合、当該作品の応募はすべて無効とさせていただきます。

(4) 応募作品が本取組の趣旨に合致しない内容、真摯に取り組んでいないことが明らかである場合、当該作品の応募は無効とさせていただきます。

(5) 採用作品の著作権、商標権等の知的財産権に係る一切の権利は、北谷町に帰属するものとします。その場合、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。

(6) 応募作品は、自作・未発表で、同一作品又は類似作品がほかのコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限り、採用作品がすでに発表されているものと同じ、

あるいは、酷似していること等が判明した場合やこの規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。

- (7) 応募作品は、公序良俗に反しないもの、誹謗中傷を含まないもの、著作権・肖像権その他第三者の権利を侵害していないものに限ります。なお、第三者から著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、主催者は一切の責任を負いかねます。
- (8) 応募作品が事故等により届かなかった場合や、問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。また、応募作品は返却しません。
- (9) 応募にあたっては必ず保護者の同意を得た上で作品を応募してください。
- (10) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査及び発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。なお、受賞者の氏名と作品は公表させていただく場合があります。
- (11) 本規定に取り決めのない事項については主催者の判断により決定します。

13 お問い合わせ先

担当 北谷町 総務部 企画財政課 企画調整係

電話 098-936-1234 (内線1310、1311)